

仕 様 書

名 称	陸上自衛隊西部方面隊が計画する国分駐屯地から奄美駐屯地までの 装備品等の輸送
作成部隊	西部方面総監部装備部後方運用課輸送班
作成年月日	令和4年2月25日

1 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊西部方面隊が計画する国分駐屯地から奄美駐屯地までの装備品等の輸送について適用

2 用語の定義

- (1) 各駐屯地
国分駐屯地及び奄美駐屯地をいう。
- (2) コンテナ
12ftコンテナをいう。

3 輸送役務内容

国分駐屯地から奄美駐屯地までのコンテナによる装備品等の輸送

4 輸送役務の細部要領

- (1) 輸送期間
令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）の間、週1便を基準
細部、別紙「運行計画（基準）」による。
- (2) 輸送区間
国分駐屯地から奄美駐屯地
- (3) 輸送日程（基準）
 - ア 国分駐屯地における装備品等の集荷
毎週木曜日10時
 - イ 奄美駐屯地への装備品等の配達
毎週金曜日15時
- (4) 輸送所要（基準）
毎週、コンテナ×1本
但し、輸送に必要なコンテナは、発駐屯地から着駐屯地までの間、官側が専有使用できるコンテナを準備

(5) 各駐屯地における積載及び卸下

- ア 各駐屯地におけるコンテナへの積載又はコンテナからの卸下は、業者側の輸送車両にコンテナを積載した状態で官側が実施
- イ 業者側は、装備品等を官側が積載する前及び装備品等を官側が卸下した後に、官側と相互立会により装備品等の点検を実施し、積載・卸下時は、官側の実施状況を確認

(6) 責任の分界

- ア 発駐屯地において官側による装備品等の積載を終了した時点から、着駐屯地において官側による装備品等の卸下を終了し、官側と業者側が相互立会により装備品等の点検を終了するまでの間は、業者側の責任
- イ 装備品等のコンテナへの積載及びコンテナからの卸下は、官側の責任

5 不測事態に対する処置

(1) 輸送の遅延等

業者側は、天災地変その他やむを得ない理由によって、当初の輸送日程により輸送する事が困難となった場合及びその恐れがあると判断した場合は、速やかに官側に報告するとともに、代替の輸送について官側と協議

(2) 装備品等を紛失・損傷させた場合の処置

- ア 装備品等の紛失・損傷等の防止に関して適切な処置を実施
- イ 業者側の責任区分の範囲内で、装備品等を紛失・損傷等させた場合は賠償するものとし、細部は官側と協議

(3) 情報保全の処置

輸送役務の履行及びこれに伴う会議等において知り得た情報（品目、数量、構造、性能、輸送区間、自衛隊の行動に関する事項等）の流失を防止

6 その他

- (1) 業者側は、本輸送の輸送計画（輸送時期、手段、経路及び中継地、便名、種類、規格等）及び不測事態時の処置要領を事前に提出
- (2) 各駐屯地におけるコンテナの細部搬入場所は、官側が指定
- (3) 本仕様書に定めのない事項で必要な場合は、その都度官側と協議

作成責任者

西部方面総監部装備部

2等陸佐 長濱 徹

